

『四日市港管理組合建設工事発注標準』、『発注方法の取扱いについて』、
『専門工事発注における業者選定について』、
『四日市港管理組合建設工事に係る企業体取扱要綱』を見直します。

近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い、入札参加資格の要件を定める「四日市港管理組合建設工事発注標準」などを改正します。令和7年6月1日以降に一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用を予定しています。

四日市港管理組合建設工事発注標準

四日市港管理組合が等級区分を設定している土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事のすべての業種を対象に、等級区分を決める

1 〔土木一式工事〕

区分	設計金額		格付け基準
	見直し後	見直し前	
A	3,500	3,000	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,500	2,000	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	8,500	7,000	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
	3,000	2,500	上記以外のもの

2 〔建築一式工事〕

区分	設計金額		格付け基準
A	6,000	5,000	① 総合点810点以上 ② 1級技術者3名以上
B	2,000	1,500	① 総合点750点以上 ② 1級技術者1名以上
C	1億2,000万	1億	① 総合点750点以上 ② 1級技術者1名以上
	6,000	5,000	上記以外のもの

3 〔電気工事〕

区分	設計金額		格付け基準
A	2,000	1,500	① 総合点770点以上 ② 1級技術者3名以上
B	4,000	3,000	上記以外のもの

4 〔管工事〕

区分	設計金額		格付け基準
A	2,000	1,500	① 総合点780点以上 ② 1級技術者3名以上
B	4,000	3,000	上記以外のもの

次頁に続く

5 〔舗装工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	600 500 万円以上	① 総合点 830 点以上 ② 1級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,500 2,000 万円未満	上記以外のもの

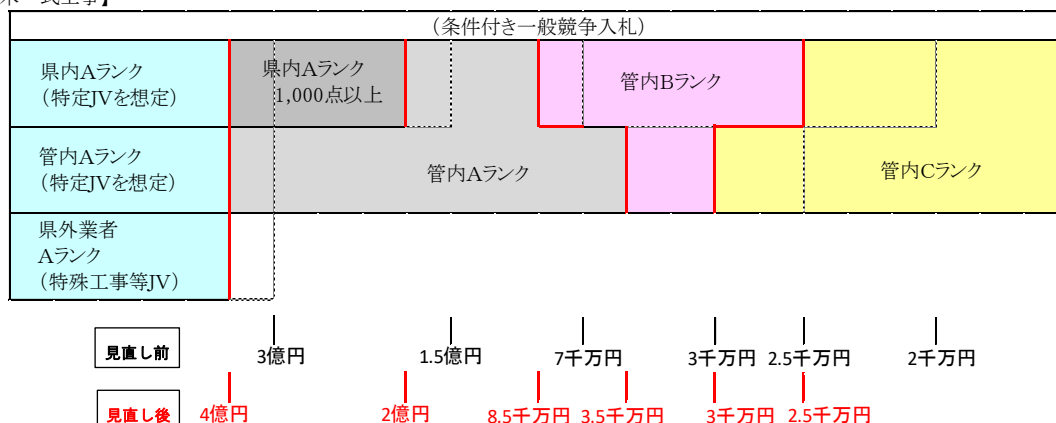
6 〔造園工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	全て	① 総合点 720 点以上 ② 1級技術者 2 名以上
B	900 700 万円未満	上記以外のもの

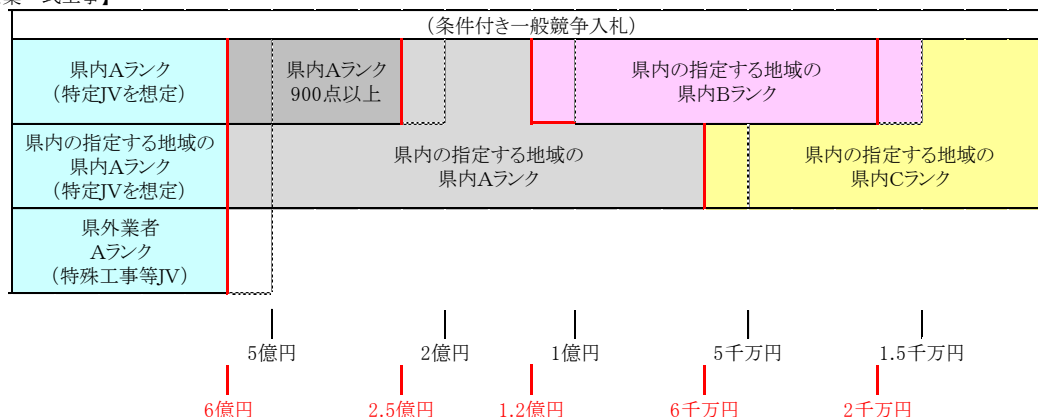
発注方法の取扱いについて

四日市港管理組合建設工事発注標準の見直しに併せて、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事の等級区分を決める価格を引き上げます。

【土木一式工事】



【建築一式工事】



【電気工事・管工事(建築設備工事)】

(条件付き一般競争入札)	
一般競争入札 WTO	県内Aランク (特定IVを想定)
	県内の指定する地域の 県内Aランク (特定IVを想定)
	県外業者 Aランク (特定IVを想定)

2億円 3千万円 1.5千万円
3億円 4千万円 2千万円

【電気工事・管工事(建築設備工事を除く)】

(条件付き一般競争入札)	
県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Aランク
	管内Aランク
県外業者 Aランク	

2億円 3千万円 1.5千万円
2.5億円 4千万円 2千万円

【舗装工事】

(条件付き一般競争入札)	
準県内Aランク 1,100点以上	準管内Bランク 管内Bランク
管外Aランク 950点以上	準管内Aランク
管内Aランク 830点以上	管内Aランク

2億円 7千万円 2千万円 5百万円
2.5億円 8千万円 2.5千万円 6百万円

※2.5億円以上は入札・契約制度検討委員会において協議

【造園工事】

(条件付き一般競争入札)	
管内Aランク	管内Bランク

2億円 7百万円
2.5億円 9百万円

※2.5億円以上は入札・契約制度検討委員会において協議

次頁に続く

また、「土木工事における共同企業体構成の考え方」において、共同企業体の構成員を決める価格を引き上げます。

	見直し後	見直し前
一般的な土木一式工事	1 5 億円	1 2 億円
トンネル工事 海洋土木工事 河川排水機場工事等、 下水道土木工事 シールド工事	1 5 億円	1 2 億円

専門工事発注における業者選定について

舗装工事について「発注方法の取り扱いについて（舗装工事）」と同様の価格の引き上げを行います。（また、屋外運動施設工事も同様に引き上げます。）

2. 舗装工事発注における業者選定

種別	選定要件(令和 7 年 6 月 1 日施行)	
舗 装 工 事	対象工事	舗装工事(対象業者： 四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『舗装工事』の登録業者)
	発注方法	直接工事費が 500 万円以上の舗装工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする
	発注区分 と 総合点	1. 予定価格 2.5 2 億円以上の工事 発注に際しては入札・契約制度検討委員会において検討する
		2. 予定価格 8 7 千万円以上 2.5 2 億円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する A ランクの者 830 点以上 ②管外 A ランクの者(下記注参照) 950 点以上 以降、改正なし
	地域要件 と 施工体制 等	3. 予定価格 2.5 2 千万円以上 8 7 千万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する A ランクの者 830 点以上 ②準管内 A ランクの者(下記注参照) 950 点以上 以降、改正なし
		4. 予定価格 6 5 百万円以上 2.5 2 千万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する A・B ランクの者 ②準管内 A・B ランクの者(下記注参照) 以降、改正なし
		5. 予定価格 6 5 百万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する B ランクの者 ②準管内 B ランクの者(下記注参照) 以降、改正なし

四日市港管理組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱

特定建設工事共同企業体の対象工事とする価格を引き上げます。（「発注方法の取り扱いについて」と同じ引き上げ額です。）

- (1) 土木工事の規模は、工事設計金額が 4 3 億円以上の工事とする。
- (2) 建築工事の規模は、工事設計金額が 6 5 億円以上の工事とする。
- (3) 建築工事に付随し、かつ、分離発注する管工事、電気工事については、工事設計金額が 3 2 億円以上の工事とする。

～お問い合わせ先～

四日市港管理組合 経営企画部 建設課 TEL：059-366-7028
防災営繕課 TEL：059-366-7026